

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【代理受領用】

※ 記入前に裏面をご覧ください。

フリガナ		保険者番号	221002
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	大正 ・ 昭和	年 月 日	
住 所	静岡県 電話番号		
住宅所有者 住所及び氏名	被保険者との関係 () 電話番号		
改修の工事種別 及び箇所	工事種別	工事箇所	
	1. 手すりの取付け		
	2. 段差の解消		
	3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更		
	4. 引き戸等への扉の取替え		
5. 洋式便器等への便器の取替え			
着工予定日	令和 年 月 日	施工事業者名	
見積費用額	円		
(宛先)静岡県 市長 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 令和 年 月 日 申請者 住所 氏名 電話番号			

(注)1 この申請書には、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記した書類、工事内訳書、工事箇所ごとの改修前の写真等を添付してください。
 2 工事完了後、領収証、工事箇所ごとの改修後の写真等を提出してください。
 3 住宅改修を行った被保険者と住宅の所有者が異なる場合は、所有者の承諾書を添付してください。

上記 居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領の権限を下記受任者に委任します。なお、支払いについては下記の登録口座に振り込んでください。また 代理受領に係る支払内容 について、下記受任者に通知することに同意します。

委 任 届	委任者 (被保険者)	住所	
		氏名	
	受任者 (事業者)	所在地 事業者名称 代表者氏名 電話番号	

口座振替 依頼欄	銀行 信用金庫 農 協	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号
	金融機関コード	店舗コード	1. 普通 2. 当座	
	口座名義人 (カタカナで記入)			

《市記入欄》

着工日の要介護度	支1・支2・1・2・3・4・5	領収証の金額	円	
認 定 期 間	～	支給対象費用	円	
給 付 制 限	□ 有 □ 無	履 歴	前回までの支給額	円
給 付 割 合	割		残 高	円
着 工 日	年 月 日	備 考	代理受領で対応	受付者
完 成 日	年 月 日			

注 意 事 項

- 1 申請者は原則として被保険者本人です。申請者及び口座名義人が被保険者と異なる場合は、委任欄にご記入ください。
- 2 この申請書には、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由を記載した書類（理由書）、工事見積書、改修前の状態が確認できる日付入りの写真、平面図、断面図（段差解消の場合）を必ず添付してください。
- 3 事前申請と工事内容を変更される場合は、工事着工前に事前申請した各区高齢介護課へ相談してください。
- 4 申請書を提出されますと「居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に係る確認書」が郵送されますので、内容を確認後工事着工してください。
- 5 工事完了後、領収証（原本）及び改修前改修後の状態が確認できる日付入りの写真を提出してください。
- 6 工事完了後の書類は、改修月の翌月15日（休日の場合は翌日開庁日）までに提出していただいた場合には、改修月の翌々月の中旬に支給されます。

☆ 支給対象となる上限額 20万円

（工事費用が上限額内であれば、改修ごと何回かに分けて申請をすることが出来ます。）

☆ 住宅改修の種目

① 手すりの取付け

二段式、縦付け、横付け等（福祉用具貸与に該当するものは除く）

② 段差の解消

敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等

（福祉用具貸与に該当するスロープや浴室内すのこを置くことによる段差の解消、昇降機・リフト・段差解消機等の機器設置工事は除く）

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室における畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更、浴室における床材の滑りにくいものへの変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更等

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸から引き戸・折戸・アコーディオンカーテン等への取替え、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器（暖房便座・洗浄機能付可。）への取替えや、既存の便器の位置や向きの変更

（すでに洋式便器の場合は暖房便座・洗浄機能、汲み取り式の場合は水洗化は除く）

⑥ 上記①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置、床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事、便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更など